

議員質問対応調書の導入について

1. 経過

- ・令和3年11月定例会市議会（令和3年12月8日 一般質問）
土肥議員から、鳥取市の議員質問対応調書（以下「対応調書」という。）を参考に、同様の調書を導入するよう依頼
→研究する旨、取り組む方向で進める旨、答弁（【審1－参考1】）
- ・令和5年6月30日議会運営委員会調査研究結果報告書（【審1－参考3】）の提出について 抜粋
議会内で協議され、以下のとおり対応調書の導入について市に申し入れあり

2. 議員質問対応調書について

代表質問および一般質問における質問事項の後追いとして位置づける議員質問対応調書の導入について議論しました。

代表質問および一般質問のなかで、明快な答弁を得られなかった事項に対し、その対応や方針、取組等を調書として明文化しホームページで公開することで透明化を図り、行政の説明責任を果たせるのではないかと考え、行政主体による議員質問対応調書の導入を市に対し申し入れるものとします。

- ・令和5年12月25日総括副部長会議 協議不調
課題「次回の総括副部長会議で原部の判断がしやすくなるような指針となるよう再度検討
いただきたい。」
- ・令和6年2月28日総括副部長会議 結果「了」

2. 対応調書とは

本会議での質問に対する答弁に、「いつまでに行う」・「いつから開始」という具体的な期限がない答弁があった場合に、どの課が、いつ、どのように対応したかについて調書を作成するもの。

他市実績 鳥取市 R3：32件 R4：29件

大村市 R3： 6件 R4： 4件

参考・・・鳥取市対応調書 【審1－参考2】

3. ポイント（課題・検討）

対応調書の導入にあたっては、1 調書の作成範囲、2 検討結果の表示方法、3 管理期間等、4 再質問の取扱い、5 公開までのながれ を定める必要があるが、そのうち、1 調書の作成範囲、3 管理期間等 の検討が必要である。

- (1) どこまでが作成範囲か・・・【審1－1】のとおり
- (2) 管理期間はどうか・・・【審1－1】のとおり

4. スケジュール

- ・令和6年3月27日（水）部長会議
- ・令和6年4月正副議長説明
- ・令和6年度最初の本会議から導入